ハ　蓄電池は、振動等により移動し又は損傷することがないよう確実に取り付けられていること。この場合において、車室内の蓄電池は、木箱その他適当な絶縁物等によりおおわれている（蓄電池端子の部分（蓄電池箱の上側）が適当な絶縁物で完全におおわれていることをいい、蓄電池箱の横側あるいは下側は、絶縁物でおおわれていないものであってもよい。）ものとする。

3　（略）

（電気装置）

第298条　（略）

2　特定小型原動機付自転車の電気装置の性能及び構造に関し、保安基準第66条の15第２項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一　特定小型原動機付自転車に備える電気装置（第４号に掲げる特定小型原動機付自転車に備えるものを除く。）にあっては、協定規則第136号の規則6.に定める基準とする。この場合において、次に掲げる基準のいずれかに適合するものは、この基準に適合するものとみなす。

イ～ハ　（略）

二・三　（略）

四　原動機用蓄電池として鉛蓄電池を備える特定小型原動機付自転車に備える電気装置にあっては、次に掲げる基準とする。

イ　電気配線は、被覆され、かつ、車体に定着されていること。

ロ　電気端子、電気開閉器その他火花を生ずるおそれのある電気装置は、乗車人員及び積載物品によって損傷、短絡等を生じないように、かつ、電気火花等によって乗車人員及び積載物品に危害を与えないように適当におおわれていること。この場合において、座席下部の密閉された箇所等に設置されている電気端子及び電気開閉器は、適当におおわれているものとする。

ハ　蓄電池は、振動等により移動し又は損傷することがないよう確実に取り付けられていること。この場合において、車室内の蓄電池は、木箱その他適当な絶縁物等によりおおわれている（蓄電池端子の部分（蓄電池箱の上側）が適当な絶縁物で完全におおわれていることをいい、蓄電池箱の横側あるいは下側は、絶縁物でおおわれていないものであってもよい。）ものとする。

（電気装置）

第311条　（略）

2　（略）

3　特定小型原動機付自転車の電気装置の性能及び構造に関し、保安基準第66条の15第２項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一　特定小型原動機付自転車に備える電気装置（第４号に掲げる特定小型原動機付自転車に備えるものを除く。）にあっては、協定規則第136号の規則6.に定める基準とする。この場合において、次に掲げる基準のいずれかに適合するものは、この基準に適合するものとみなす。

イ～ハ　（略）

二・三　（略）

四　原動機用蓄電池として鉛蓄電池を備える特定小型原動機付自転車に備える電気装置にあっては、次に掲げる基準とする。

イ　車室内の電気配線は、被覆され、かつ、車体に定着されていること。

3　（略）

（電気装置）

第298条　（略）

2　特定小型原動機付自転車の電気装置の性能及び構造に関し、保安基準第66条の15第２項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一　特定小型原動機付自転車に備える原動機用蓄電池にあっては、協定規則第136号の規則6.に定める基準とする。この場合において、次に掲げる基準のいずれかに適合するものは、この基準に適合するものとみなす。

イ～ハ　（略）

二・三　（略）

（新設）

（電気装置）

第311条　（略）

2　（略）

3　特定小型原動機付自転車の電気装置の性能及び構造に関し、保安基準第66条の15第２項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一　特定小型原動機付自転車に備える原動機用蓄電池にあっては、協定規則第136号の規則6.に定める基準とする。この場合において、次に掲げる基準のいずれかに適合するものは、この基準に適合するものとみなす。

イ～ハ　（略）

二・三　（略）

（新設）